

実務補習規則（平成十七年内閣府令第百六号）（第七条関係）

改正案	現行
<p>（実務補習規程等の変更）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 実務補習団体等がその所在地、名称、代表者、実務補習責任者又は実務補習担当者を変更しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を<u>実務補習団体等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して、金融庁長官に届け出るとともに、その写しを当該財務局長に提出しなければならない。</u></p> <p>（実務補習修了の報告）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 第十条の場合においては、前項の規定による<u>実務補習修了報告書</u>にその理由を記載した書類を添付するものとする。</p> <p>（実務補習修了の確認）</p> <p>第九条 金融庁長官は、法第十六条第七項の規定による確認を行ったときは、確認番号を当該受講者に対し、前条に規定する財務局長を経由して通知しなければならない。この場合において、当該受講者に対する通知は、当該財務局長を経由し、前条の実務補習団体等を通じて行うことができる。</p>	<p>（実務補習規程等の変更）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 実務補習団体等がその所在地、名称、代表者、実務補習責任者又は実務補習担当者を変更しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を<u>実務補習団体等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長を経由して、金融庁長官に届け出るとともに、その写しを当該財務局長に提出しなければならない。</u></p> <p>（実務補習修了の報告）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 第十条の場合においては、前項の規定による<u>実務補習修了報告書</u>にその理由を記載した書類を添付するものとする。</p> <p>（実務補習修了の確認）</p> <p>第九条 金融庁長官は、法第十六条第七項の規定による確認を行ったときは、確認番号を当該受講者に対し、前条に規定する財務局長を経由して通知しなければならない。この場合において、当該受講者に対する通知は、当該財務局長を経由し、前条の実務補習団体等を通じて行うことができる。</p>

